

## 平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:環境省)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
総量削減計画進行管理調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 鷲坂 長美 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年10月15日	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	2,840,000	-	-	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
総量削減計画進行管理調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 鷲坂 長美 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年10月19日	大阪府 大阪府中央区大手前2-1-22	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	2,640,000	-	-	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
総量削減計画進行管理調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 鷲坂 長美 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年10月30日	千葉県 千葉県千葉市中央区市場町1-1	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	3,030,000	-	-	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
総量削減計画進行管理調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 鷲坂 長美 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年10月16日	兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	2,640,000	-	-	窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画を策定している各地方公共団体が当該計画の進行管理をする必要があることから、当該地方公共団体以外に本業務を実施することができないため	二(ハ)	
国設酸性雨測定所テオムバティキュレートモニターオーバーホール業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年10月21日	株式会社日立ハイテクレーディング 東京都港区西新橋1-24-14	日本国内におけるテオムバティキュレートモニターの販売及びメンテナンスに関する唯一の代理店である当該法人以外に本業務を実施することができないため(会計法29条の3第4項)	-	4,793,250	-	-	日本国内におけるテオムバティキュレートモニターの販売及びメンテナンスに関する唯一の代理店である当該法人以外に本業務を実施することができないため	二	
POPs及び関連物質等に関する日韓共同研究	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年11月2日	独立行政法人国立環境研究所 茨城県つくば市小野川16-2	当該法人は、日韓二国間会談での取り決めにより本研究の日本国側の中心研究機関とされていることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため(会計法29条の3第4項)	13,994,528	13,993,350	100.0%	-	当該法人は、日韓二国間会談での取り決めにより本研究の日本国側の中心研究機関とされていることから、条約等の国際的取り決めにより、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものと認められるため	イ(ロ)	
水俣病経験の普及啓発セミナー開催等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年12月10日	財団法人水と緑の感星保全機構 東京都港区西新橋2-16-2 桜井ビル3階	普及セミナーを実施できる者は、これまで長年にわたり水俣病被害者等と協力、連携して業務を実施してきた実績を有し、水俣病被害者から厚い信頼を寄せられている当該法人に限られるため(会計法29条の3第4項)	16,159,555	15,225,000	94.2%	0	普及セミナーを実施できる者は、これまで長年にわたり水俣病被害者等と協力、連携して業務を実施してきた実績を有し、水俣病被害者から厚い信頼を寄せられている当該法人に限られるため	二(ハ)	